

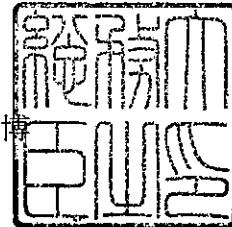


總政企第 212 号
平成 23 年 7 月 22 日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
片山 善博



諮問第38号

建設工事統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成23年7月5日付け国総情建第54号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮詢の概要

(建設工事統計調査の変更について)

1 調査の目的等

建設工事統計調査は、国土交通省が建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に基づく指定統計である建設工事統計（指定統計第 84 号）を作成するための指定統計調査として、昭和 31 年から実施されており、平成 21 年 4 月からは、新統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計（建設工事統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者をいう。以下同じ。）が 1 年間に施工した建設工事の完成工事高等を年次で調査する建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）と、建設業者の建設工事受注動向を月次で調査する建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）から構成されている。

2 申請の趣旨

建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の詳細な実態を把握することができる唯一の調査であり、統計精度の一層の向上を図る観点から抽出方法及び推計方法の見直しを行うとともに、建設産業構造をより的確に把握するため調査事項の変更を行う。

3 主な申請内容

(1) 施工調査の変更

ア 抽出方法の見直し

施工調査については、約 50 万の建設業者から一定の精度を確保した上で資本金階層別（7 層）・層化業種別（21 層）に抽出率を設定し、これを基に抽出された各層の標本数を更に都道府県別の各層に均等に割り当てるなどして約 11 万業者を抽出している。

この抽出方法に関し、以下の見直しを行うこととしている。

- ① 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについて、従来は昭和 53 年度施工調査のデータを利用していたが、直近の平成 20 年度施工調査のデータに改める。
- ② 全抽出業種 21 業種のうち、4 業種（「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」）については、建設業者数が少數であることから全

数を抽出していたが、「しゅんせつ工事業」の建設業者数が大きく増加したことから、当該業種については無作為抽出とする。

イ 調査事項の変更

(7) 「国内建設工事の年間受注高」の削除

「国内建設工事の年間受注高」については、動態調査の月間受注高から推計が可能であるため、報告者の負担軽減を図る観点から削除を行う。

(4) 「経費」の追加等

競争の激化による受注価格の低下等により、建設産業全体として厳しい状況に直面している現状を踏まえ、建設産業構造に内在する現状と課題を把握する観点から、建設業の完成工事原価である「経費」、「材料費」、「労務外注費」、「外注費」及び建設業の固定費である「販売費及び一般管理費」の追加等を行う。

(2) 動態調査の変更

抽出率の逆数を乗じて推計している動態調査の月間受注高等の推計方法について、統計精度の向上を図るため、抽出率の逆数に加えて、都道府県別・抽出層別の回収率を加味して推計する。

建設工事統計調査の概要

(現行)

調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得る

調査の概要

〈調査の対象〉 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建設業許可業者(母集団数約50万業者)

〈調査の種類〉

1. 建設工事施工統計調査【施工調査】:毎年7月実施

建設業許可業者約 50 万業者のうち、一定の精度を確保した上で資本金階層別（7 層※¹）・層化業種別（21 層※²）・都道府県別（47 層）に抽出した約 11 万業者を対象

なお、①大臣許可業者、②知事許可業者のうち資本金又は出資金が 3000 万円以上の業者、③「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」及び「さく井工事業」を行う業者については全数を対象

※¹ 個人、0 円～200 万円未満、200 万円～500 万円未満、500 万円～1000 万円未満、1000 万円～2000 万円未満、2000 万円～3000 万円未満、3000 万円以上

※² 一般土木建築工事業、土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、石工・タイル・れんが・ブロック工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、その他職別工事業、電気工事業、電気通信工事業、管工事業、さく井工事業、機械器具設置工事業、その他設備工事業

2. 建設工事受注動態統計調査【動態調査】:毎月実施

動態調査は、施工調査の回答業者のうち 1 万 2 千業者を対象とする甲調査と大手 49 者のみを対象とする乙調査で構成（甲調査の対象には大手 49 者を含む。）

① 甲調査（共通） 完成工事高別（3 層※³）・公共元請完成工事高別（4 層※⁴）に抽出

なお、完成工事高が 1 億円未満については抽出せず、50 億円以上については全数を抽出

※³ 1 億円～10 億円未満、10 億円～50 億円未満、50 億円以上

※⁴ 3000 万円未満、3000 万円～3 億円未満、3 億円～10 億円未満、10 億円以上

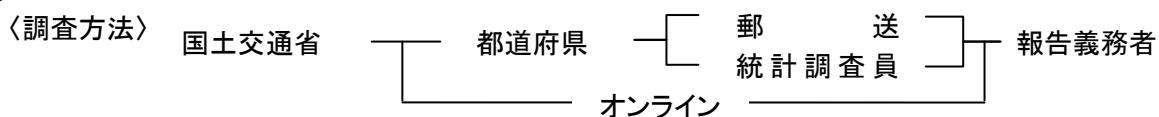
② 乙調査（大手建設業者） 大手 49 者を国土交通省が指定

〈調査事項〉

① 施工調査 国内建設工事の年間完成工事高及び年間受注高、兼業売上高、就業者数、労務費、人件費、租税公課、営業損益、減価償却費 等

② 動態調査（甲調査） 国内建設工事の月間受注高、公共機関からの受注工事、民間等からの受注工事

動態調査（乙調査） 発注者別・工事種類別月間受注高（海外で施工される工事を含む。）、月間施工高・月末の未消化工事高、施工場所別月間受注高



結果の公表

〈主な集計事項〉

① 施工調査 業者数、完成工事高等（発注者別・資本金階層別・業種別・都道府県別 等）

② 動態調査（甲調査） 月間受注高、請負契約額（発注者別・資本金階層別・業種別・都道府県別 等）

動態調査（乙調査） 月間受注高（発注者別・工事種類別・県別等）、未消化工事高 等

〈公表時期〉

① 施工調査：毎年 3 月末日

② 動態調査（甲調査）：調査対象月の翌々月の 10 日前後

動態調査（乙調査）：調査対象月の翌月末

建設工事統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

施工調査

◆ 産業連関表(建設部門)の基礎データ

経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定のための基礎資料となる産業連関表の「その他の土木建設（民間構築物）」の生産額の算出に民間土木の元請完成工事高を、「建設補修」の生産額の算出に維持修理工事の元請完成工事高を活用

◆ 県民経済計算の基礎データ

総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に資することを目的として作成される県民経済計算における建設業の産出額の推計に新設・維持修繕別元請完成工事高を活用

◆ 建設投資見通しの基礎データ

国内建設市場の規模とその構造を明らかにすることを目的として毎年度作成される「建設投資見通し」における民間建設投資額の推計に民間の元請完成工事高を活用

◆ 建築物リフォーム・リニューアル調査の母集団情報

動態調査

◆ 月例経済報告(公共投資)の基礎データ

政府の月例経済報告の主要経済指標である公共投資の分析に公共機関からの受注工事の請負契約額を活用

◆ 建設総合統計の基礎データ

国内の建設活動を出来高ベースで把握できる唯一の統計である建設総合統計（加工統計）の作成に建設工事進捗率調査から算出した工事別・工期別出来高分布率及び冬期補正率を基に出来高に展開し、統計上の補正処理を行った動態調査の受注高を活用
→四半期別GDP速報（QE）の公的固定資本形成の推計に建設総合統計の月別出来高を活用

◆ 中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度の基礎データ

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に基づくセーフティーネット保証制度（不景気などにより経営が悪化している中小企業者に対する特別枠の債務保証）の対象となる不況業種を指定するため、業種別受注高を活用

◆ 建設資材・労働力需要実態調査及び産業連関表作成のための建築工事費内訳調査の母集団情報

民間における利用

- ◆ 「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の維持修繕工事額の推計に施工調査の維持・修繕元請完成工事高を活用 ((財)建設経済研究所)
- ◆ 「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会報告書」において、施工調査の建設工事の実績のあった業者数や動態調査の受注高を活用 ((財)建設業情報管理センター)
- ◆ 建設業の現状や課題等を分析した刊行物である「建設業ハンドブック」において、施工調査の新設・維持修繕別元請完成工事高を活用 (社)日本建設業連合会)

建設工事統計調査の主な変更内容

施工調査の変更

抽出方法の見直し

- 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについて、従来は昭和53年度施工調査のデータを利用していたが、直近の平成20年度施工調査のデータに更新
- 全抽出業種21業種のうち、4業種（「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」）については、業者数が少数であることから全数抽出業種としていたが、「しゅんせつ工事業」の業者数が大きく増加したことから、無作為抽出業種に見直し

調査事項の変更

現行	変更後
・企業名及び所在地、経営組織、資本金又は出資金、有形固定資産、業態別工事種類、就業者数、国内建設工事の年間完成工事高、兼業売上高	・企業名及び所在地、経営組織、資本金又は出資金、有形固定資産、業態別工事種類、就業者数、国内建設工事の年間完成工事高、兼業売上高
・国内建設工事の年間受注高 <ul style="list-style-type: none">○発注者別（元請・下請別、公共・民間別）○共同企業体による受注高（公共・民間別）	・【削除】 (動態調査の月間受注高から推計が可能)
・建設業の付加価値額	・建設業の付加価値額及び原価等 <ul style="list-style-type: none">○経費○販売費及び一般管理費○材料費○労務費
○労務費 <ul style="list-style-type: none">○人件費○租税公課○営業損益○減価償却費	うち労務外注費 ○外注費 <ul style="list-style-type: none">○人件費○租税公課○営業損益○減価償却費

動態調査の変更

推計方法の見直し

現行	変更後
○抽出率の逆数を乗ずる	○抽出率の逆数を乗ずる ○回収率を加味

※ 動態調査の年度平均回収率：平成20年度 60.2% 平成21年度 61.0% 平成22年度 60.6%

建設統計体系概念図

